

家庭科保育領域において扱う児童虐待と子育て支援

元吉杏那*・数井みゆき**

(2016年11月1日受理)

Teaching Child Abuse and Family Support in Home Economics at Junior High School

Anna MOTOYOSHI* and Miyuki KAZUI**

(Accepted November 1, 2016)

はじめに

1990年に初めて児童虐待の統計を取り始めたときには、約1100件であったが、年々増え続けて、2015年の速報値では約10万件となった。児童虐待とは、親、または、親に代わる保護者（婚姻関係になくとも同居をしている者も含む）が、故意の有無にかかわらず、子どもの人権を侵害する行為で、かつ、子どもが望まない行為を行うことを言う。また、欧米では、マルトリートメントといって、子どもに対する不適切な養育全体を包括的に指すことばを用いており、子どもを怒鳴ったり、年齢不相応なことをさせたり、夜遅くまで寝かせなかったりという明確ではないケースも積極的に児童虐待に含むことが主流である。

児童虐待は、4つの種類に分類されている。身体的虐待には、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなどを含む。性的虐待では、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどを含む。ネグレクトとは、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど、何もしないことで子どもを危うい立場に置くことを意味する。心理的虐待では、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DVの目撃）、きょうだいに虐待行為を行うなどを指す。特に、2004年から心理的虐待に加わったDVの目撃については、件数が大幅に増加していることが報告されている（厚生労働省2014）。DVとは夫婦間において、パターン化された言動で、そこに、身体的、言語的、あるいは性的攻撃、脅し、強制などが現れるものであり、典型的に男性から女性へ行われる暴力である。た

*茨城大学大学院教育学研究科家政教育専修（〒310-8512）水戸市文京2-1-1；Graduate School of Education, Ibaraki University, Mito 310-8512, Japan.

**茨城大学教育学部保育学研究室（〒310-8512）水戸市文京2-1-1；Laboratory of Child Development, College of Education, Ibaraki University, Mito 310-8512, Japan.

いて、長期にわたって子どもはさらされることになり、そのような状態は、心理的虐待を受けているのと同じようなネガティブな影響を与える。

児童虐待が起きるメカニズムには、大きく分けると3つの要因がある。第1に、養育者側に見られやすい要因としては、未熟な人格、特に相手の立場で考えることが苦手であるという乏しい共感性があげられる。そして、自分がどうされたかが判断基準となるような被害者意識も強い。また、育児に関する不適切な知識や思いこみ、体罰を正当なしつけの手段だと考える暴力肯定観、子どもは親に従うものという不適切な子ども観も持っていることもある。さらに、個人主義的価値観として、子どもを持つことを個人の全くの自由裁量の問題だと思い、だから生まれた子どもをどのようにするのも親の自由、つまり、子どもは自分のものだから、と勘違いしていることもある。あるいは、親としてよりも、個人としての自己実現優先の価値観を持っていたり（例、今すぐパチンコをしたい）、虐待された経験を持つか、親から愛された経験がないという背景も見受けられる。なんらかの精神障害（人格障害、アルコール依存症、薬物依存、統合失調病、うつ病、精神遅滞）を持つ場合も存在する。

2番目に、家庭に見られやすい背景がある。子ども虐待が起きやすい家庭にはいくつか特徴がある。まず、地域・隣人・親戚からの孤立があげられ、他人との交流がほとんどなかったり、自分の方から断っていたりする。また、夫婦間の不和が顕著である場合も多い。そして、経済的問題を抱えていることも多い。

3番目に子どもに見られやすい要因があげられる。次に述べるのが虐待を引き起こすのではなく、他の要因がすでに複数存在しているときに、子ども側の抱える問題や脆弱性が虐待の誘発要因となることがある。つまり、育児に関して精神的・身体的負担を感じさせる子どもの状態が引き金となりうる。例えば、手のかかる子があげられ、身体面としては未熟児、発達障害、先天性不治疾患があったり、行動面としては、多動、強情、反抗的、動作が緩慢などが見られたりする。また、長期の母（父）子分離を経験したときも子どもが親になつきにくいということなどから、虐待が起きることもある。

簡単に言えば、さまざまな負の要因が重なり、ストレスが高まり、かつ、支援の状態がよくないときに、児童虐待は起こりやすい。

日本では、自分が赤ん坊を持つまで、一度も赤ん坊を見たことがない、抱いたことがないという父母が増えている。また、親になることや虐待予防についての系統だった学習が行われていない。しかし、そのようなことが当たり前に行われている国が存在している。オーストラリアのビクトリア州の中学校や高校では、人間関係を学習する中で子ども虐待防止についての勉強もする（ウイルソン 1998）。さらに、社会が根本的に、子どもを守り、育てる人をサポートするということがカナダのトロントでは地域で保障されている（竹田 2002）。この2つの国では、親になることはどういうことなのかを丁寧に思春期レベルで学習し、そして、虐待予防についてもさまざまな知識を持ち、実際に親になったときには子育て支援のサポートをいろいろなところから受けるという、養育についての安全網を張り巡らせていることが特徴と言える。それでも、虐待は起こるようではあるが、虐待は連鎖するから仕方が無いというようなあきらめがないということが、重要なのではないか。子ども時代に虐待された親たちの多くは、きちんと育児をやっているということと、虐待された子ども時代がなくても虐待している親がいるという現実から、全ての親が虐待をしないよう

な支援を社会で築いていくことこそ、虐待の連鎖を止める上で本質的に重要である。

日本において、教科教育の中で唯一、親子関係や幼児を学ぶところは、家庭科の保育領域である。そこで、この保育領域において、どのように児童虐待の予防的な教育ができるのかを模索し、学習指導案と教材を提案することを本研究の目的とする。

児童虐待の近年の特徴としては、ネグレクトと心理的虐待の増加がある。心理的虐待について前述したが、ネグレクトも増加傾向にある。酷いネグレクトは特に乳児の場合には死に至ることも少なくないが、軽度、中程度のネグレクトに関しては、保護者がそのことをネグレクトだと認識していない可能性が少なくない。例えば、ニュースにもなるような車の中に乳児を入れたままで乳児が脱水症状となり死亡するというような事件である。このようなことから、親になる前に、育児や児童虐待などについて学んでおく必要があるだろう。

また、実際に虐待が起きた家庭において最も重要な要因は孤立である。つまり、さまざまな社会資源から切り離された状況にあるという事実である。子育て支援というものがあることさえ知らなかったという例もある。つまり、子育て支援が地域に存在していることを親になる前に知っておくことは予防的見地から重要であり、家庭科の授業の中で伝える機会を持つことは大変重要である。

このような背景から、①ネグレクトについて、現状では幼児を持つ親がどのように捉えているかの実態調査を通して、虐待とは認知されにくいこの問題を明らかにする。そして、②家庭科の授業の中で、①やDVの目撃などの問題は直接扱えなくても、子育てに悩んだ時にどのように支援を求めたらいいのかを生徒が理解する授業を考案する。

方 法

調査対象

対象者はI県K幼稚園に通う3～4歳児をもつ保護者で、母親153名、父親103名(内夫婦102組)の計256名である。質問紙の配布は680部行ったので、回収率は母親45%、父親30%であった。調査は2015年10月に行われた。子どもを通して配布、回収を行った。

調査内容

質問紙で調査を行った。保護者が児童虐待についてどの程度関心を持っているのかどうか、ネグレクトという言葉を知っているかどうか等について、最初に尋ねた。その次に、育児における様々な状況を提示して、それをネグレクトにあてはまるかどうかを尋ねた。例えば、「子どもを風呂に入れない」ということに対して、あてはまる(1点)からあてはまらない(4点)で評定してもらった。

フェイスシートでは、家族構成、生年月日等を、記入者が差し支えないと考える範囲で記入してもらった。

結果と考察

調査結果

虐待・ネグレクトにおいてみられる10項目の行為を提示し、ネグレクトにあてはまるかどうか

を尋ねた結果、ネグレクトに「あてはまる」と回答した養育者が多い上位3項目は、「風呂に入れない」、「下着を替えない」、そして「食事を用意しない」であった。また、ネグレクトに「あてはまらない」と回答した養育者の上位3項目は、「泣いているのを放置」、「髪を切る（散髪目的以外）」、そして「きょうだい間の差別」であった。上位3つは生活習慣を整えないことにあてはまる。ただ、これらに関してもネグレクトにはあてはまらないと考える父母が15%ほど存在していることは要注意だろう。

また、ネグレクトにはあてはまらないと考える人数が多かった上位3項目についても、むしろ、父母間でのばらつきの方が大きく、単純には考えられないことを示している。「髪を切る」「きょうだい間の差別」については5割強がむしろ、ネグレクトにあてはまると考えていることを見ると、これらの父母にはそのような行為は子どもの心を傷つけるという意識があるのではないかと推測できる。生活習慣に直結しているわけではないので、これら3つの項目については、子どもの生き死をすぐに決めるわけではないが、それでも、子どもの健全な育ちを妨害するものとして認識されていると言えるだろう。

表1 ネグレクトに“あてはまる”か“あてはまらない”か

虐待行為内容からみる ネグレクトの認識		あてはまる	どちらかとい うとあてはまる	どちらかとい うとあて はまらない	あてはまらな い	無回答	合計
食事を用意しない		80 (78%)	6 (6%)	2 (2%)	14 (14%)	0 (0%)	256 (100%)
「あてはま る」の上位 3項目	食事を用意しない	80 (78%)	6 (6%)	2 (2%)	14 (14%)	0 (0%)	256 (100%)
	下着を替えない	74 (72%)	11 (11%)	2 (2%)	15 (15%)	0 (0%)	256 (100%)
	風呂に入れない	72 (70%)	12 (12%)	3 (3%)	15 (15%)	0 (0%)	256 (100%)
「あてはま らない」の 上位3項目	泣いているのを 放置	14 (14%)	20 (20%)	45 (44%)	23 (22%)	0 (0%)	256 (100%)
	髪を切る（散髪 目的以外）	61 (60%)	9 (9%)	10 (10%)	19 (18%)	3 (3%)	256 (100%)
	きょうだい間の差 別	53 (52%)	20 (19%)	11 (11%)	17 (17%)	1 (1%)	256 (100%)

次に、新聞記事やインターネットのネグレクト関連の情報を参考に作成した事例を提示し、ネグレクトの可能性が高いと思うかどうかを尋ねた（表2）。A, B, Cの事例ともほとんどの父母がネグレクトだと判断している。反対に、D, E, Fの事例ではほとんどの父母があてはまらなと考えている。この結果からみられるネグレクトの判断基準としては、養育者の養育行動が適切であるか、養育者と子どもとの間に良好な親子関係が築かれているか、子どもが納得して現状を享受しているかの3つが考えられる。

表2 事例に対する判断

事例からみるネグレクトに対する認識		あてはまる	あてはまらない	無回答	合計
上あてはまる3項目	A その家は子どもの数が多く、家事や育児を親がほとんどやっていない。たいてい、親が一番上の子どもに学校を休ませ、家事や育児をさせている。	247 (96%)	8 (3%)	1 (1%)	256 (100%)
	B 子どもが寝ていたので、エンジンを切って車内に置き、2,3時間パチンコに熱中していた。帰って来たら子どもがぐったりしており、熱中症にかかっていた。	251 (98%)	4 (1%)	2 (1%)	256 (100%)
	C いとこの子どもが家によく遊びに来るが、いつも「お腹がすいた」と言う。聞くところによると、養育者である母親からはお菓子しか与えられていないとのことだった。	241 (94%)	14 (5%)	1 (1%)	256 (100%)
あてはまらない3項目	D 仕事の疲れがたまっていたためか、ある日体調を崩した。仕方なく、家事を普段から手伝ってくれていた子どもに一部を任せ、自分はしばらく休んだ。	7 (2%)	248 (97%)	1 (1%)	256 (100%)
	E 来客の応対で目を離した隙に、子どもが机の角に頭をぶつけて大怪我をしてしまった。急いで病院に連れていった結果、頭を数針縫うこととなった。	5 (2%)	250 (97%)	1 (1%)	256 (100%)
	F 子どもが兄弟げんかをしていたので、理由を聞いたところ、下の子が上の子のおもちゃを取ったという。下の子がどうしてもおもちゃを譲らないため、上の子におもちゃをしばらく貸してあげるよう頼んだ。	6 (2%)	249 (97%)	1 (1%)	256 (100%)

事例として状況が細かく窺えるようになることによって、より正確にネグレクトかどうかを判断し、認識できるようになった。ただし、子どもの発達段階や放置時間によって判断の分かれる内容に対しては、意見が割れる「グレーゾーン」として表れていた。また、父母の認識における課題として、子どもの標準身長・体重への意識の低さが見受けられ、他に外見的特徴がみられない場合、ネグレクトを見逃してしまう可能性があると考えられる。

安全で受容的な家庭・社会に暮らすということは、すべての子どもに保障された基本的な権利である。そのためにも、その権利を阻害するネグレクト等は、取り返しのつかないことになる前にできるだけ早く発見し、対処しなければならない。そのためにも、養育者は虐待・ネグレクトの知識だけでなく、発見した場合の対処方法についても学ばなければならないことは勿論、学校や社会全体が一丸となって防止に取り組む必要がある。

これらの基礎データも参考にして、授業提案を行っていく。

授業提案

以下では上記の実態調査の内容を考慮しながら、中学校家庭科の保育領域における授業計画を提案する。

<授業案>

■題材名 幼児をとりまく環境を知る ～子育て支援マップ作り～

■対象：中学生

■教材観

現在では、少子化の進行により、中学生が乳幼児のきょうだいをもつことや、いつでも触れ合える乳幼児が近所にたくさんいるということは少なくなってきている。小さな子どもと触れ合う機会が少なく、またそれに伴い、地域に存在している子どもに関する支援事業を見聞きする機会も少なくなったことによって、子どもの成長や発達、関わり方についてよく理解できないまま親という立場になった時、育児不安に陥ったり、児童虐待に発展してしまったりするという問題がでてきている。本題材を通して、まず幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解できるようにする。また、実際に幼児と触れ合ったり、地域の子育て支援マップを作成することを通して、幼児への関心及び、子どもと地域の関わり的重要性についても認識させることを目的としている。

■生徒観

本学級では、身近に乳幼児がいて、その成長や発達を間近で見る機会や接する機会が頻繁にあるという生徒は少ない。しかし、実際に関わったことはわずかでも、その見た目や街中で見かける様子から「赤ちゃんはかわいい」というイメージを持っている生徒が多数を占めている。現実では、幼児は「かわいい」だけではなく、ときには思い通りにいかずいらさらせられることもあるということも理解させる必要がある。育児不安や児童虐待などの子どもをめぐる問題が多く起こっている今、本題材を通して、中学生のうちから幼児の発達について正しい知識を持つとともに、親の立場でこれらのような問題が起こった時、どこに助けを求めることができるのかということも知識として身に付けさせたい。

■指導観

指導にあたっては、幼児の写真やビデオを見たり、幼児の遊びを実際に体験することによって、年齢によって幼児の心身の発達にどのような違いがあるのか、五感を使って実感できるようにする。また、保育園訪問を取り入れることによって、より体験的・実践的な学習になるよう配慮する。さらに、地域の子育て支援マップの作成も含めて、生徒たちの将来の子育てにつながる資質を養いたいと考える。

■題材の目標

○幼児と幼児を取り巻く環境に関心をもち、幼児と積極的にかかわろうとする。

(関心・意欲・態度)

○幼児の発達やかかわり、取り巻く環境に関する基礎的な知識を身に付け、地域の子育て支援について理解することができる。

(知識・理解)

○訪問を通して幼児と適切に関わりあうことができ、また、幼児を取り巻く環境を考えた地域子育て支援マップを作ることができる。

(技能)

○幼児との関わり方や、子育て支援マップを自分なりに工夫して考えることができる。

(思考・判断・表現)

■指導計画(1 2時間扱い)

時間	学習内容・活動
第一次 ③	<ol style="list-style-type: none"> 自分の幼児観をイメージマップにまとめよう <ul style="list-style-type: none"> 「幼児」という単語から、思い浮かんだ言葉を書き起こしてイメージマップを作成する。 幼児の1日の生活を知ろう(2時間) <ul style="list-style-type: none"> 幼児の写真やビデオを見たり、幼児の遊びを実際に体験したりするなど、五感を使って幼児の心身の発達の特徴を理解する。
第二次 ④	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの成長を支える仕組みを知ろう <ul style="list-style-type: none"> 子どもを育てる支援施設の一つである保育施設について学び、保育園訪問の計画を立てる。 各グループで、幼児を観察する際の視点を一つ決めておく。 幼児とのふれあい交流会をしよう(2時間) <ul style="list-style-type: none"> 保育所を訪問し、幼児と交流する中で幼児の実態を知る。 ふれあい交流会体験発表会をしよう <ul style="list-style-type: none"> ふれあい交流会体験の感想や、保育園訪問の際に決めた視点について各グループでまとめ、発表する。 自分の幼児観を改めてまとめ、最初の幼児観と比較して気づいたことや感想を話し合う。
第三次 ⑥	<ol style="list-style-type: none"> 幼児をとりまく問題を知ろう <ul style="list-style-type: none"> 幼児にまつわる事件や事故を調べ、考えたことを発表する。 「子どもが育つ良い環境」とはどんな環境かを考える。 子育てママさんの話を聞こう <ul style="list-style-type: none"> ゲストティーチャーから、子どもを育てることについて話を聞き、感じたことや疑問に思ったことを発表する。 地域を支える子育て支援を学ぼう(本時) <ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援にはどんなものがあるかを考える。 地域の子育て支援施設を調べ、グループでマップ作りの計画を立てる。 子育て支援マップを作ろう(2時間) <ul style="list-style-type: none"> グループごとに子育て支援マップを作成する。 子育て支援マップ発表会をしよう <ul style="list-style-type: none"> グループごとに作成した子育て支援マップを発表し、コンテストを行う。

■授業展開一例

(1) 目標

○子育て支援に関心を持ち、子育て支援の必要性を理解することができる。

(2) 準備・資料

教師：ワークシート、模造紙、ICT 機器

(3)展開

学習活動・内容	時間	指導上の留意点・評価
1. 本時の学習課題をつかむ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 子育て支援にはどんなものがあるかを考えよう。 </div>	5	<ul style="list-style-type: none"> ・導入として、幼い頃を振り返り、地域の何らかの施設を利用したことがあるか、また、利用した施設ではどんなことをしていたかを発表する活動を行う。
2. 子育て支援を知る (1)どんな子育て支援があるかを予想する。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループに分かれて、子育てに必要な支援を考える。 ・子どもの世話を代行 ・子育て講座 ・子育て補助金 ・グループで話し合ったことを発表する。 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・前時のゲストティーチャーの話を振り返りながら考えるよう指示する。 ・話し合いが難航している班には、自分が親だったら、どんな支援があると助かると感じるかを考えるよう促す。
(2)子育て支援にはどんなものがあるかを学ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを用いて、子育て支援の適切な利用を考える。 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・他のグループの発表を聞きながら、グループで出なかった意見や新たに気づいたことはノートに書くよう指示する。 ・子育て支援には様々な種類があることに気付かせ、子どもや家族を支える施設や機関が子育てに重要な役割を果たすことに気付くことができるようにする。
3. 子育て支援マップをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・グループでICTを活用しながら地域の子育て支援や支援施設を調べ、マップ作りを行っていく。 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・マップ作成後、グループごとに作成したマップを発表し、学級で一番評価が高かったグループのマップを家庭や地域に配布することを伝える。
4. 本時の学習を振り返る	50	<p>⑩ 子育て支援に関心をもち、子育て支援の必要性を理解することができたか。</p> <p style="text-align: right;">【ワークシート・発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次時もマップ作成の時間に充てることを伝える。

(4) 子育て支援マップ作製の例

水戸市内における主要な子育て支援に関する情報を載せたマップの一例を提示する。このようなマップを中学校がある地域を中心として、情報を収集して、作成させることで、地域に支援場所があることを正しく意識させる。



図1 子育て支援を意識させたマップ作製の例

{子育て支援施設・機関} Pick Up!

おとほやん

※水戸保健センター※

8:30~15:15

- ・妊婦・乳幼児にのりか
- ↳ 健康調査
- ↳ 教室 ex. 110-ハセダク
- ↳ 窓口相談 ex. 手紙のやりか

母子健康手帳・お父さん手帳の発行もしているよ!!

おとほやん

※水戸保健所※

8:30~12:00, 13:00~17:15

- ・発症に関する相談

※メデイカルセンター※

8:30~17:00

- ・こども検診

レヤクレ

※市役所※

- ・子育て課
- ・子育て世帯への給付金
- ・子育て支援ナビ
- ↳ 49世代交流センター
- ↳ 子育て広場
- ↳ 一時預かりサービス

※わんぱく・おと※

8:30~17:15

- ・一時保育 *私的利用でもOK!*
- ・子育て交流サロン
- ・子育て情報コーナー
- ・子育て相談
- ・イベント・講座など

こばと東保者団分団

- ・乳児保育
- ・一時預かり保育
- ・休日保育

対応!

毎週水曜日は
園庭開放も有!

城崎病院附属クリニック

【月・火・木・金】 9:00~12:00, 14:00~16:30
【土】 9:00~12:00

- ・内科・小児科
- ・各種予防接種・検診

間近町 110-11
茨城県立水戸二病院

水戸駅から
バスで40分!!

電話での子育て相談の窓口番号 029-232-9111 (直通)



図1 (続く)

総合考察

子どもに対して虐待をしてしまう親の多くは、外部に「助けて」と言えない人たちでもあるという（宮口・河合 2015）。あるいは、「助けて」と言ってもいいのだ、ということを知らない場合も少なくない。困ったことがあったら支援を求めてもいいのだ、ということをごどこかで意図的に教えていく必要が、ここからもわかる。カナダの取り組みのように、虐待はいつ誰でも起こりうる、だから社会の中で支援できる場所を用意することが重要だという考えは非常に大切だが、そこを自由に利用してよいのだということも同時に発信していかなければならないだろう。その1歩として、家庭科の保育領域でこのような授業を行うことが、結果として児童虐待の減少に何らかの効果を表すことを期待したい。

引用文献

- 厚生労働省. 2014. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-koyoukintoujidoukateikyoku/0000108127.pdf>, 2016/10/30.
- 宮口智恵・河合克子. 2015. 『虐待する親への支援と家族再統合——親と子の成長発達を促す「CRC 親子プログラム ふあり」の実践』(明石書店).
- 武田信子. 2002. 『社会で子どもを育てる』(平凡社).
- ウイルソン, J. (松村京子, 訳) 1998. 『子どもの虐待をなくすために』(東信堂).